

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## 消費者の権利拡大に向けて



NPO法人 埼玉消費者被害をなくす会

理事長：石川 祐司

皆さまには埼玉消費者被害をなくす会への日頃のご指導・ご鞭撻への御礼とともに、新年のご挨拶を申し上げます。

今、私たち消費者のくらしを取り巻く状況は大変厳しいものとなっています。医療・介護・福祉における負担の増大や食の安全における偽装や表示問題、そして悪質商法による消費者被害の問題も深刻です。消費者被害の相談件数は全体としては減少していますが、手口はますます巧妙化し、高齢者からの相談は却って増加しています。

なくす会では埼玉弁護士会の呼びかけに応え、一昨年の『高金利引き下げを求める取り組み』に続き、昨年は県内の消費者団体、会員生協の皆さんとともに『割賦販売法の改正に向けた運動』に取り組みました。パブリックコメント、署名の呼びかけ、学習会の開催などを通して多くの消費者の方に共感いただきました。そして活動の成果として私たちの要望していた多くの部分が改正案に取り入れられ、国会で審議される見通しとなりました。

昨年6月、消費者団体訴訟制度が施行され、5つの団体が適格消費者団体に認証されました。当会も申請を行ない認証を受けて、今後の活動に幅を持たせたいと考えています。また、内閣が消費者行政の一元化に向け「生活者・消費者重視」の政策を打ち出していく今こそ、消費者の権利の確立と拡大に向けて声をあげ、消費者被害を防止するための活動を通し「埼玉消費者被害をなくす会」としての役割を果たしてまいります。

皆さまの今後のご健勝とご活躍を祈念し、併せて当会への引き続きのご指導・ご鞭撻をお願いいたします。

## 割賦販売法改正への動き

「クレジット被害をなくすための請願署名」へ ご協力ありがとうございました。

1月末時点でなくす会集約は **4416筆**となりました！

全国では171,641筆(1/10集約)となり、埼玉は35,792筆を集め全国トップです。

経済産業省は詐欺的な商法などの被害者がクレジット会社から既払い金を取り戻せるルールを割賦販売法改正案に盛り込む方針を固めました。これによって、被害救済に道を開くとともにクレジット会社が悪質業者を加盟店にするのを控える効果が期待されます。

# 市町村消費者行政ランキング 《平成19年度》

## I、全体概況 消費者行政予算は微増

- 1、人口一人当たり一般予算 約 269 千(前年 250 千)のうち、消費者行政予算 41.3 円 (71 市町村平均・前年 34.8 円)
- 2、一般予算に占める消費者行政予算の割合は、0.0152%(前年 0.0134%、71 市町村平均)
- 3、市町村格差が昨年同様に非常に大きい
  - (1) 一人当たり消費者行政予算は、最高 180 円から最低 0.4 円の差
  - (2) 一般予算に占める消費者行政予算割合は、最高 0.463%から最少 0.0001%の格差
  - (3) 消費者行政予算は、最高 7,217 万円から最低 7 千円
  - (4) 消費者窓口相談日週 5 日から窓口未設置まで、未設置自治体 5 自治体
- 4、消費者行政予算 5 年間の推移 (平成 15 年度比)
  - ①一人当たり消費者行政予算 4.6 円増 (平成 15 年 36.7 円)
  - ②一般予算に占める消費者行政予算の割合 0.0023%増 ( " 0.0129%)
  - ③69 市町村消費者行政予算総額 28,354 千円増 (平成 15 年比 111.1%)
  - ④消費者相談窓口 65 自治体 (平成 15 年 44 自治体)

## II、消費者行政総合ランキング

1位 狭山市	2位 和光市	3位 川越市	4位 ふじみ野市	5位 志木
6位 さいたま市	7位 入間市	8位 戸田市	9位 朝霞市	10位 秩父市

## III、消費者行政の充実が求められる市

北本市	東松山市	行田市	羽生市	鳩ヶ谷市	本庄市	鴻巣市	春日部市
-----	------	-----	-----	------	-----	-----	------

## IV、各項目のランキング

### 1、人口一人当たりの消費者予算額 トップ10 (平成 15 年比)

①ときがわ町 140 円	②和光市 112 円	③狭山市 111 円	④川越市 82 円	⑤ふじみ野市 66 円
⑥志木市 61 円	⑦さいたま市 60 円	⑧秩父市 58 円	⑨蕨市 57 円	⑩戸田市 49 円

### 2、一般財政に占める消費者行政予算の割合 (%) (平成 15 年比)

①ときがわ町 0.0463	②狭山市 0.0411	③和光市 0.0389	④川越市 0.0296	⑤志木市 0.0268
⑥ふじみ野市 0.0237	⑦蕨市 0.0217	⑧入間市 0.0206	⑨さいたま市 0.0191	⑩朝霞市 0.0175

### 3、消費者行政予算額 (平成 15 年比) (単位: 万円)

① さいたま市 7217	② 川越市 2748	③ 狭山市 1775	④ 所沢市 999	⑤ 川口市 926
⑥ 和光市 844	⑦ 越谷市 781	⑧ 上尾市 744	⑨ 入間市 727	⑩ ふじみ野市 689

### 4、消費者相談体制充実している市 (センターは消費者センター設置自治体、数字は職員体制)

①さいたま市 (センター) 専任 12	②所沢市 (センター) 専任 5	③上尾市センター専任 3
④川越市 (センター) 専任 3	⑤朝霞市専任 2・兼任 5	⑥ふじみ野市 (センター) 専任 1・兼任 4
⑦越谷市兼任 6	⑧入間市センター専任 2・兼任 1	⑨川口市専任 1・兼任 3
⑩戸田市兼任 5		

## 学習会を開催しました！

# もうだまされない！弁護士が語る悪質商法

2007年12月6日（木）大宮ソニックシティで開催の学習会に29名の参加がありました。講師は弁護士でなくす会理事の長田淳氏です。



### 【講演の概要】

架空請求関連の被害はいまだ急増し、手口が巧妙化した上、ターゲットを高齢者にシフトする動きも。県内でもネットの有料サイトの請求として総額900万円もの被害も発生している。架空請求かも知れない請求があった場合「個人情報をごちからは絶対に与えないこと」。延滞金が高額の場合はほとんどが架空請求と考えられる。

現在の割賦販売法の問題点はクレジット会社の責任が明確でないこと。問題の多い個品割賦払いのクレジットは販売業者が契約を行うため、詐欺行為や悪質商法に利用する危険性がある。法改正の論点として過剰与信の防止、適正与信の義務、既払い金返還責任などがあげられているが、今回の割賦販売法改正に向けての取り組みで署名活動や行政への意見表明など多くの消費者の声をあげられたことが、法改正の内容を消費者よりになることの後押しとなった。トラブルをなくしていくためにも、消費者が安心して利用できるクレジット制度を実現していく必要がある。

## 熊谷と久喜でも学習会を開催します！

# あなたを狙う悪質商法

お申込は  
なくす会まで



## Part I 広がるクレジット被害

講師：長田 淳氏（弁護士・なくす会理事）

日時：2008年2月12日（火）14:00～

会場：熊谷市妻沼行政センター

参加費：無料

共催：熊谷市

## Part II だまされないで！広告表示

講師：畦地 英樹氏（埼玉県 県民・消費生活課）

日時：2008年2月14日（木）14:00～

会場：ふれあいセンター久喜

参加費：無料

共催：久喜市くらしの会・白岡町くらしの会



**あなたも被害にあっているかも？！**

**～情報提供にご協力を！～**

**\* 消費者被害 めやすばこ \*** の配布・回収を行なっています

なくす会では現在、敷金・賃貸借契約編／携帯電話契約編として、「退室時に敷金が戻ってこない！」という声や「携帯電話を解約するときに高額請求された！」など被害の情報を収集しています。いただいた情報を基に調査・検討し、被害や問題の多い事業者へ申し入れ等を行なっていきます。  
お知り合いの方にもぜひ呼びかけを！

### 【第2回 理事会報告】

11月26日(月)15:00～16:40 出席：理事9名 事務局2名

#### 《審議》

1. 適格消費者団体申請に向けて要件が概ね整ったことを報告し、本年内の申請を目指す事を確認した。
2. 個人正会員の会費改定について年会費を現行の5000円から3000円に変更することを確認した。併せて「会費規程」を設ける事を確認した。

《報告》第8回検討委員会(10/3)、割賦販売法関連、『消費者被害めやすばこ』の取り組み進捗、ホームページ開設の報告を行なった。その他、会員状況、収支決算状況(4月～10月)を報告した。



### 【第9回 検討委員会報告】

11月26日(月)17:40～19:40 出席：12名(なくす会理事4名、  
弁護士2名、消費生活相談員4名、事務局2名)

#### 《検討事項》 賃貸住宅退去時の原状回復義務について(3件を検討)

- ① 事業者からの回答について検討を行いました。契約書の解釈の基となる業者側で作成した『基準』についての検討をおこなうことになりました。
- ② 問い合わせに対する回答書がなく、電話で確認した際、契約者がわからないと回答できないということだったため、契約者を特定せず返答できる文書を作成し送付することになりました。回答がなかった業者の取り扱いについて一定の基準の設定が必要であることを確認しました。
- ③ 契約書を読み込み、問題点について挙げ、これをもとに相談員と弁護士それぞれで検討し、次回までに問題点を整理することになりました。

《報告事項》 現在扱っている案件(ダイエット食品、低アルコール飲料、使い捨てコンタクトレンズ)の進捗状況を報告しました。

検討委員会では消費者からの被害情報を調査・事案検討し事業者への申し入れ等を行っています



\* 商品事故・契約トラブルにあったときは、最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内)

TEL 048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター

川越

TEL 049(247)0888

〃 消費生活支援センター

春日部

TEL 048(734)0999

〃 消費生活支援センター

熊谷

TEL 048(524)0999

\* お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。